

「安心こども基金」Q & A

番号	区分	事項	質問	回答
	保育サービス等の充実	保育士等処遇改善臨時特例事業	本事業は保育士以外も対象となるのか。	本事業の対象となる職員の範囲は私立保育所に勤務する職員(保育士以外の職員も対象)であって、非常勤職員も対象となります。 なお、本事業の趣旨を踏まえつつ、実際にどの職員に賃金改善を行うかについては、各保育所の実情に応じて各保育所において決定されることとなります。
	保育サービス等の充実	保育士等処遇改善臨時特例事業	保育所で行われる延長保育事業や一時預かり事業等に従事する職員は対象になるのか。	本事業の対象となる職員の範囲は保育所に勤務する職員(保育士以外の職員も対象)となりますので、保育所で行われる延長保育事業や一時預かり事業等に従事する職員についても対象となります。
	保育サービス等の充実	保育士等処遇改善臨時特例事業	派遣労働者の場合も対象になるのか。	保育所に勤務する者であれば派遣労働者であっても、派遣元と相談の上、事業費を派遣料金の値上げ分(当該派遣職員の賃金改善額)に充てることは可能です。その場合の計画書・実績報告書は派遣労働者を含めて作成してください。
	保育サービス等の充実	保育士等処遇改善臨時特例事業	認定こども園の場合、本事業による賃金改善の対象となる職員の範囲はどう考えるのか。	認定こども園が本事業により賃金改善を実施する場合の対象職員の範囲については、保育所に勤務する職員を対象とし、幼稚園及び幼稚園機能部分に勤務する職員については対象となりません。
	保育サービス等の充実	保育士等処遇改善臨時特例事業	賃金改善実施期間の間は、毎月、賃金改善分の支給を行わなければならないか。	賃金改善実施期間は年度の途中の開所の場合などを除き、期間は4月から翌年3月までとしていますが、その期間内において、必ずしも毎月賃金改善分の支給を行う必要はありません。例えば、一時金として年数回支給する方法をとることも可能です。

「安心子ども基金」Q & A

番号	区分	事項	質問	回答
	保育サービス等の充実	保育士等処遇改善臨時特例事業	年度の途中からの実施は可能か。	<p>年度途中の開所の場合などは年度途中から実施して差し支えありません。その場合は開所月(初日以外開所の場合は翌月分)から翌年3月までの期間分の交付額となります。その場合の補助基準額の算定は以下の例により行ってください。</p> <p>(例)</p> <p>①7月1日(初日)に開所した場合 ア. 基本事業(処遇改善) 以下により算定した額の合計額 各年齢ごとの事業費単価×7月1日(初日)の各年齢ごとの入所児童数×3月分(7月~9月) 各年齢ごとの事業費単価×10月1日(初日)の各年齢ごとの入所児童数×6月分 イ. その他事業(市町村に対する事務費) 基準額:150,000円×9月分/12月分=112,500円</p> <p>②10月24日(月途中)に開所した場合 ア. 基本事業(処遇改善) 以下により算定した額の合計額 各年齢ごとの事業費単価×11月1日(翌月初日)の各年齢ごとの入所児童数×5月分(11月~翌3月) イ. その他事業(市町村に対する事務費) 基準額:150,000円×5月分/12月分=62,500円</p>
	保育サービス等の充実	保育士等処遇改善臨時特例事業	事業の実施時期はいつからになるのか。	<p>基本事業(処遇改善)については、平成25年4月からの実施となります。なお、その他事業(市町村に対する事務費)については、補正予算成立日以後の経費について対象とするものであり、各保育所への事業内容の周知や申請の受付準備など事業の円滑な実施についてご配慮をお願いします。補助基準額の算定は前問の例により行ってください。</p>
	保育サービス等の充実	保育士等処遇改善臨時特例事業	10月初日の入所児童数が確定しないと、交付する額が決定しないが、交付決定はそれ以降となるのか。	<p>当所の申請・交付決定の際には、過去の実績等を勘案して算出した入所児童数の見込により交付決定を行い、その後、入所児童数が確定する10月以降に変更交付決定を行う方法や、事業(年度)終了後の実績報告受理後に精算する方法が考えられます。</p> <p>なお、事業終了後に精算する方法をとる場合は、10月以降に施設に対して当該年度の交付予定額を伝えるなど、処遇改善計画の実施に支障がないようご配慮をお願いします。</p>

「安心子ども基金」Q & A

番号	区分	事項	質問	回答
	保育サービス等の充実	保育士等処遇改善臨時特例事業	賃金改善の基準点はいつの時点になるのか。	賃金改善については、平成24年度の賃金水準と比較した場合の改善分をいいます。賃金改善を行う給与項目を定め、その項目での対比となります。 例えば、①手当等により賃金改善を実施する場合、特段の事情なく基本給を切り下げること、②基本給により賃金改善を実施する場合に、業績連動ではないその他の手当等を引き下げること、③手当の新設により賃金改善を実施し、一方で別の手当を廃止すること、は賃金改善と認められません。
	保育サービス等の充実	保育士等処遇改善臨時特例事業	本事業により交付された額については、平成24年度の賃金水準以上の改善に全て充てなければならないのか。	その通りです。ただし、平成24年度と比較して、入所児童数の著しい減少等によって、収入が大幅に減少するなどの市町村長がやむを得ないと認めた事由により、労使間の適正な手続きを踏んだ上で賃金水準が下がった場合においては、平成24年度の賃金水準によらず、引き下げ後の賃金水準を基準とします。なお、万一そのような事情が生じた場合にはその事由について個別に把握させていただく場合があります。ただし、その場合であっても、交付額全額が引き下げ後の賃金水準からの賃金改善に充てられていることを条件とします。
	保育サービス等の充実	保育士等処遇改善臨時特例事業	地方単独事業として、給与の官民格差を是正するための事業を実施しているが、今回、国の事業が実施されることにより単独事業を縮小したいと考えているが、その場合の取扱いについて	本事業は、現在の水準の国及び地方の施策(独自施策を含む。)があってもなお保育士の処遇が低いという現状を踏まえて、保育士の処遇を緊急に引き上げるために実施するものであるため、地方自治体におかれては、その趣旨を十分ご理解の上、保育士の処遇に係る施策の維持拡充を進めていただきたい。 今後とも、保育士の処遇改善と確保に国と地方が一体となって取り組み、新制度への移行を円滑に進めていきたいので、特段のご協力を賜りたい。
	保育サービス等の充実	保育士等処遇改善臨時特例事業	職員によって、賃金改善額が異なっても構わないのか。 例えば、全常勤職員の賃金改善額は同額又は同水準でなければならないのか。	全職員について、同額の賃金引き上げを必ず行う必要はありません。一部の職員のみを対象とすることや勤続年数などにより改善額に差を設けて実施することも可能です。
	保育サービス等の充実	保育士等処遇改善臨時特例事業	賃金改善の方法にはどのようなものがあるか。	賃金改善の方法は、ベースアップ、定期昇給、手当、賞与、一時金等があります。

「安心子ども基金」Q & A

番号	区分	事項	質問	回答
	保育サービス等の充実	保育士等処遇改善臨時特例事業	処遇改善計画の職員への周知はどのように行うのか。	具体的な周知の方法は例えば、当該計画書を掲示することや通知すること等が考えられますが、各施設において適切な方法を選択してください。
	保育サービス等の充実	保育士等処遇改善臨時特例事業	事業費を新たな職員を雇い上げる費用(新たな職員の給与の全部)に充当することは可能か。	できません。賃金改善に充てる費用(法定福利費等の事業主負担増加額を含む)のみ認められます。
	保育サービス等の充実	保育士等処遇改善臨時特例事業	新規に開所した場合の賃金改善額はどのように考えたらいいか。	新規に開所した場合の処遇改善計画における賃金改善額については、賃金のうち本事業により充当する部分を明確にすることとしてください。方法については、就業規則等に明記する、雇用契約書に記載する等が考えられます。
	保育サービス等の充実	保育士等処遇改善臨時特例事業	賃金改善額に含まれる法定福利費等の範囲について。	賃金改善額には次の額を含みます。 <ul style="list-style-type: none"> ・法定福利費(健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、児童手当拠出金、雇用保険料、労災保険料等)における、本事業による賃金上昇分に応じた事業主負担増加分 ・法人事業税における本事業による賃金上昇分に応じた外形標準課税の付加価値額増加分 また、法定福利費の計算にあたっては、合理的な方法に基づく概算によることができる。 なお、任意加入とされている制度に係る増加分(退職手当共済制度等における掛金等)は含みません。

「安心子ども基金」Q & A

番号	区分	事項	質問	回答
	保育サービス等の充実	保育士等処遇改善臨時特例事業	法定福利費の計算はどのように行うのか。	法定福利費については、①職員の就業形態・収入等により加入する社会保険が異なること、②加入する保険者によって適用される保険料率などが異なること、③計算方法についても制度ごとに様々であることから、各施設の実態に応じて妥当と判断される方法により、算定していただきたいと考えています。 合理的な方法とは、例えば、当該制度に職員が加入しているかどうか、賃金改善の時期及び方法を勘案した上で、賃金改善所要額に各制度の保険料率を乗じる方法等が考えられます。
	保育サービス等の充実	保育士等処遇改善臨時特例事業	実績報告書にどの程度まで積算資料を添付すべきなのか	処遇改善実績報告書はその内容について保育所の責任において証明することとしており、実績報告としては「保育士等処遇改善臨時特例事業の実施について」(保育課長通知)の別紙様式2の記載で足りることとしています。ただし、「賃金改善に要した費用の総額(法定福利費等含む)」に関しては、本事業の効果確認の観点から、積算の根拠となる資料を添付することとしましたが、こうした趣旨から、当該添付資料の具体的な内容については、例えば、賃金改善の方法に応じ、基本給・諸手当・賞与・一時金・法定福利費等増加額ごとの総額といった最低限の内訳の記載があれば足りるものであり、個々の職員ごとの積算や賃金台帳の添付までを求めているものではありません。
	保育サービス等の充実	保育士等処遇改善臨時特例事業	交付額の算定にあたって、基準となる月初日の入所児童数について、広域入所により他市町村から受け入れている児童の取扱いはどうするのか	基準となる月(4月、10月)初日の児童数には、広域入所により他市町村から入所している児童数も含めて計上して下さい(保育所運営費とはカウントの仕方が異なりますのでご注意ください)。
	保育サービス等の充実	保育士等処遇改善臨時特例事業	10月初日の児童数が確定し、処遇改善計画に記載した交付見込額を大きく下回った場合、賃金改善見込額を下方修正しても差し支えないか。	申請の際の交付見込額は見込であり、実際に交付された交付額の総額以上の賃金改善を実施し、実績として報告をしてください。ただし、処遇改善計画書の内容については、職員に対して周知の上、申請することとしているため、このような場合は職員に対し、十分な説明が必要であると考えます。
	保育サービス等の充実	保育士等処遇改善臨時特例事業	同一法人が複数の保育所を運営している場合や保育所以外の社会福祉施設を運営している場合、事業費の流用は可能か。	今回の措置は、保育所の職員の平均勤続年数に応じた上乗せ相当額を交付するものであり、保育所単位での事業実施となることから、複数の保育所の間や保育所以外の社会福祉施設との間での事業費の流用は認められません。

「安心子ども基金」Q & A

番号	区分	事項	質問	回答
	保育サービス等の充実	保育士等処遇改善臨時特例事業	事務手続き等の遅れにより、保育所に対する交付決定等が遅れた場合は、それ以前の賃金改善は対象にならないのか。	交付決定等が遅れた場合であっても、賃金改善実施期間は原則4月から翌年3月までとなります。そのため、例えば5月に交付決定が行われた場合であっても、4月に行った賃金改善に係る額を本事業の対象として構いません。 また、毎月の基本給等に対する改善を計画していたが、市町村からの資金の交付が遅れるなどの理由により実施が出来なかった場合などについては、資金交付後にそれまで交付できなかった額を一時金として一括して支給することも可能です。
	保育サービス等の充実	保育士等処遇改善臨時特例事業	保育所に対する資金交付は毎月しなければならないのか。	保育所への資金交付は、毎月交付する方法の他、複数月分又は1年分を概算で交付することも可能です。 なお、保育所への資金交付の時期については、保育所での賃金改善の実施に支障が生じないようご配慮をお願いします。